

土庄町再生可能エネルギー導入目標等計画策定支援業務

プロポーザル実施要領

令和6年7月

土庄町 住民環境課

1. 業務目的

本町は2050年のカーボンニュートラルを目指し、省エネルギー（以下「省エネ」という。）、廃棄物の減量化等の取組を推進し、温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいるところである。

本業務は、長期目標としての2050年を見据えて、地域における再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）ポテンシャル、将来のエネルギー消費量等を踏まえた再エネ導入目標や目標を実現するための具体的施策等を検討するとともに、「土庄町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定を行うことを目的とする。

2. 委託業務の名称

土庄町再生可能エネルギー導入目標等計画策定支援業務

3. 委託業務の内容

本業務は、国の補助事業を活用した業務であり、業務内容は、別紙「土庄町再生可能エネルギー導入目標等計画策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

4. 委託期間

契約締結の日から令和7年1月24日（金）まで

5. 委託上限額

9,988,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであり、最終的な実施内容、契約金額等については、本町と調整したうえで決定する。

6. 事業者の公募及び選定

公募型プロポーザル方式により実施する。

7. スケジュール

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| (1) プロポーザル実施告示 | 令和6年7月17日（水） |
| (2) 質問の受付期限 | 令和6年7月23日（火）午後5時15分まで |
| (3) 参加表明書の提出期限 | 令和6年7月26日（金）午後5時15分まで |
| (4) 質問に対する回答 | 令和6年7月26日（金） |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和6年8月2日（金）午後5時15分まで |
| (6) 審査（プレゼンテーション等） | 令和6年8月9日（金）午前中 ※予定 |
| (7) 結果の通知 | 令和6年8月中旬 ※予定 |

※契約の締結は、補助事業の交付決定日以降とする。

8. 参加資格

本委託業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たす法人その他の団体とする。

- (1) 令和5・6年度土庄町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 香川県内に営業拠点があること。

- (3) 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、町が行う入札参加停止措置の期間中にないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員が同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 国税及び地方税のいずれも滞納していない者。
- (9) 過去5年以内に、本委託業務と同種の業務（他地方公共団体が発注する「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定又は改定業務）を受託した実績を有する者であること。
- (10) 本委託業務の実施に当たり、十分な知識、業務経験を持つ業務管理者及び担当者を配置できる者であること。

9. 参加表明の提出手続

(1) 提出書類及び提出部数

次に掲げる参加表明書等の書類を各1部提出すること。

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 同種業務受託実績表（様式2）
- ウ 企業の概要等がわかるパンフレット等

(2) 提出期間

令和6年7月17日（水）から令和6年7月26日（金）まで
（土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前8時30分～午後5時15分）

(3) 提出方法

持参又は郵送により、下記の「16. 問い合わせ先・提出先」あてに提出すること。

(4) その他

参加表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出すること。

10. 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和6年7月17日（水）から令和6年7月23日（火）午後5時15分まで

(2) 受付方法

電子メールにより、下記の「16. 問合せ先・提出先」あてに質問書（様式4）を提出

すること。(原則、電話、来訪等口頭による質問は受け付けない。)

なお、電子メールの件名は「土庄町再生可能エネルギー導入目標等計画策定支援業務に関する質問(事業者名)」とする。

(3) 回答方法

質問書に記載された担当者の連絡先あてに、電子メールにより随時回答する。なお、質問及び回答内容は、参加表明書の提出があった全ての事業者に対し、参加表明書に記載された連絡先あてに、電子メールにより送付する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の提案内容に密接に関わるものについては、この限りではない。

1 1. 企画提案の提出手続

プロポーザル参加者は、次により企画提案書等を提出するものとする。

(1) 提出物及び提出部数

ア 企画提案書等提出届(様式5)・・・・・・・・・・1部

イ 企画提案書(様式任意)・・・・・・・・・・正本1部、副本6部(※)及び電子データ
・A4判、左綴じ(A3折込可)、ページ数制限なし(着色可)

・作成に当たっては、イラストやサンプル画像を掲載する等可能な限りイメージしやすいよう工夫すること。また、専門用語等については、必要に応じて解説や用語集をつける等理解しやすいよう配慮すること。

ウ 見積書(様式任意)・・・・・・・・・・正本1部、副本6部(※)及び電子データ
・提案に必要な一切の経費を含めること。

エ 業務実施体制表(様式6)・・・・・・・・・・1部

オ 配置予定者経歴調書(様式7)・・・・・・・・・・1部

カ 作業スケジュール(様式任意)・・・・・・・・・・1部

キ 参加表明時の提出物「(様式2)同種業務受託実績表」に記載した業務に係る成果物
(いずれか1つ)・・・・・・・・・・6部

※副本の提出に当たっては、社名等提案事業者名が特定できる記載は全て削除すること。

(2) 提出期間

令和6年7月17日(水)から令和6年8月2日(金)

(土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前8時30分～午後5時15分)

(3) 提出方法

持参又は郵送により、下記の「1 6. 問い合わせ先・提出先」あてに提出すること。

1 2. 審査

(1) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、「土庄町再生可能エネルギー導入目標等計画策定支援業務プロポーザル審査委員会」が行う。

(2) 審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制・人員、企画提案内容等、見積金額を評価基準に基づき総合的に行う。なお、参加表明者が1事業者であった場合も審査を行う。

(3) 審査日時

令和6年8月9日（金）午前中 ※予定

・開始時間等詳細は、後日、参加表明者に通知する。

(4) 審査場所

土庄町役場本庁舎 3階 防災対策室 ※予定

(5) プレゼンテーション等の実施

1事業者20分以内でプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答の時間を設ける。

(6) 委託候補者の決定

各審査委員の採点の合計点が最も高い事業者を委託候補者とする。

(7) 評価項目、評価基準、配点等

評価項目、評価基準、配点等は、別紙「土庄町再生可能エネルギー導入目標等計画策定支援業務プロポーザル評価項目、評価基準及び配点」に掲げるとおりとする。

(8) 審査結果

審査結果は、全ての事業者に対して通知する。なお、審査結果に関する質問、異議等は一切受け付けない。

1.3. 契約の方法

(1) 本業務は、国の補助事業の活用を予定しているため、交付決定後の契約となる。

(2) 委託候補者が正当な理由なく契約を締結しない時又は協議が整わない時は、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった事業者を委託候補者とする。

(3) 原則委託候補者の企画提案書等の記載内容が契約締結時の業務内容となる。ただし、本業務の目的達成のため、委託候補者との協議により、内容を修正する場合がある。

1.4. 提出書類の取扱い

(1) 本業務において提出された全ての書類は返却しない。

(2) 提出期限以降の提出書類の差替又は再提出は認めない。ただし、町が必要と認める場合にはこの限りでない。

1.5. その他留意事項

(1) 1事業者1提案とし、複数の提案は認めない。

(2) 書類の提出、プレゼンテーションの実施等に係る経費は全て提案者の負担とする。

(3) 緊急その他やむを得ない事由により、プロポーザルの実施が困難な場合には、中止又は取り消すことがある。この場合においても経費を本町に請求することはできない。

(4) プロポーザル実施に関する情報は、土庄町情報公開条例（平成12年10月1日施行）の規定による請求に基づき、開示する場合がある。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない又は満たすことができなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性を害する行為があった場合

エ 正当な理由なく、プレゼンテーションを欠席した場合

オ 見積金額が委託上限額を超過した場合

カ その他著しく信義に反する行為があった場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、受託先との協議により、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、プロポーザル実施後、不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

16. 問い合わせ先・提出先

〒761-4192

香川県小豆郡土庄町淵崎甲1400番地2 土庄町役場 住民環境課

TEL：0879-62-7003

FAX：0879-64-6105

Eメール：seikatsu@town.tonosho.lg.jp

以上

別 紙

土庄町再生可能エネルギー導入目標等計画策定支援業務プロポーザル
評価項目、評価基準及び配点

評価項目	評価基準	配点
1 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を適正に遂行するに当たり、必要な能力を有しているか。 ・過去5年間に他地方公共団体から受託した同種業務の実績及び内容は十分なものであるか。 	30
2 業務実施体制・人員	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を適正に遂行するための組織体制は整っているか。 ・実施可能なスケジュールの提案がなされているか。 ・各種会議等における具体的な支援体制が提案されているか。 ・人員の配置は適正か。 ・業務管理者及び担当者の業務内容並びに資格保有技術者数が具体的に示され、十分な業務実施体制であるか。 ・配置予定者は十分な知識、業務経験を持つ者であるか。 	20
3 企画提案内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の将来ビジョン、脱炭素シナリオについて、住民や事業者が具体的にイメージできるような構成となっているか。 ・温室効果ガスの将来推計、削減目標の設定、目標達成に向けた施策、事業等は本町の特性を踏まえたものとなっているか。 ・再生可能エネルギーの現状分析を正確に行うための手法が具体的に示されているか。 ・事業効果が高まるよう創意工夫がなされた具体的な提案となっているか。 ・本町の実情を理解・把握したうえで他社にはない独創性のある提案がなされているか。 ・プレゼンテーションは、わかりやすく、説得力のある説明であるか。 ・委員等からの質問に対する回答は適切になされていたか。 	30
4 見積金額	最も安価な見積金額を提示した提案者の見積金額を基準とする。	20
合 計		100